

第十九回宗教法学会・報告

## 明治期の新宗教と法

——蓮門教教団史から

武田道生

(大正大学)

### はじめに

明治時代から敗戦を迎える昭和二〇年までの、戦前の宗教政策では、周知のように、仏教、キリスト教と、いわゆる教派神道及びその附属のさまざまな(○○教会・○○講社)と呼ばれた附属教団が公認宗教とされてきた。それ以外には、いわゆる類似宗教と分類された非公認の教団があった。こうした教団が、公認された宗教活動をするには、いずれかの公認された教団に附属しなければならなかった。弱小教団や教義や活動に問題がある教団にとって、その教団自体が公認をうける可能性は非常に狭く、そうした公認教団の傘下に入ることが、公認されて活動する一番の早道だったわけである。そうした教団の典型的なものに、初期の天理教がある。本稿では、こうした教団のひとつであった蓮門教が関わった事件を通して、戦前の宗教政策、特に明治期の宗教政策の持っていた構造に含まれる問題を明らかにすることを目的とする。よって、発表時のタイトルに「法」とあるが、法というよりも「宗教政策」と考えてよい。<sup>1)</sup>

今回検討する蓮門教という教団は、明治二〇年代から急激に教勢が伸長した教団であるが、当時から教団で顧問弁護士を有しており、明治二七年そして同四四年と二回にわたって、大きな訴訟を起こした。それが結局のところは教団を破滅に追い込む結果をもたらすことになったという、非常に皮肉な経過を辿る。今回は、当時の新聞報道などから司法・内務当局の動きや蓮門教側の対応などを、裁判資料なども含めて検討し、その背景に見られる明治期の宗教行政に翻弄された一教団の状況を報告してみたい。

## 一 蓮門教の成立<sup>1)</sup>

さて、この蓮門教は、現在は消滅しているため、あまり周知の教団とはいえない。ところが、明治二五年から二七年の最盛期には、公称信者数、百万人を数えた。香港など海外にまでも支部があつたといわれる。北は北海道から南は鹿児島まで、ほぼ日本中を網羅して教会を持っていた。当時は、「天理蓮門」と並び称されて、常に一組で淫祀邪教の代表とされていた教団である。その教団が、天理教は現在も隆盛を誇っているのに、なぜ消滅してしまつたのかという疑問が、今回の研究の背景にはある。

蓮門教は、その本部が小倉にあつた教団である。教祖は島村光津（三津）という。彼女は天保二年（一八三二）、現在の山口県豊浦郡で、農業・梅本林蔵の二女として生まれた。弘化四年（一八四七）、小倉に渡り同地古舟場の島村音吉と結婚するまでの一六年間の消息は、後に万朝報という新聞などで盛んに噂として取り沙汰されるが、はっきりとしたところは、噂の域を出ていない。小倉では、米相場の占いが当たり評判を得ていたといふ。

明治初頭、光津は重病に陥った。さまざまな医薬や祈禱も効果がなかった。その頃小倉藩士の柳田市兵衛(号、素入)が「妙法」を具通して靈験あらたかであるという評判が広まっていた。光津は彼の「祈念」を受けるところ、たちまち回復してしまった。光津は柳田に師事し、信仰生活に入り「妙理と心学」を会得し、第一の門人となった。彼を継ぐ者の出現を予言し待ち望んでいた柳田は光津の出現に宗教的な出会いを感じた、という。

柳田市兵衛は、噂では禁制の日蓮宗不受不施派に属していたと言われている。明治五年の小倉藩は、幕末高杉晋作の奇兵隊に攻撃され、小倉城が焼け落ちて敗走して内陸の豊津に移り、豊津藩となる。その豊津藩の切米名簿によると柳田は鞠獄方、一三石三人扶持であった。鞠獄方とは、牢獄担当の役人であり、刑事関係の罪人を扱う鞠獄方が、禁制の宗派に属していたことには疑念が残る。

蓮門教でいう先師・柳田は、明治一〇年に死去する。光津はその跡を継ぎ、事の妙法、理の妙法という二つの教判を立て、事の妙法こそ正しい教えであるとし、新たに「事の妙法敬神所」を開く。事の妙法で日蓮宗系にも関わらず敬神とするのは、当時の敬神愛国の大教宣布の政策に便乗したものと思われる。ここで、光津は、主に「御神水」と呼ばれる水を使った病氣直しなどの、いわゆる現世利益的治病行為を行っていたようである。毎月一三日に行く男女同宿のお籠りは、かなり評判になったと言われる。そうした活動が次第に評判になり、小倉警察から教会所の解散を命ぜられて、光津は拘留された。出所後の明治一年、彼女は再興を図り、自由民権運動の風潮に乗った「政談講学所」と改称した。しかし、活動内容は変わらず、御神水による治病活動を行っていた。時期は明確ではないが、その御神水による治病に失敗し、医者にかけないで信者の子供を死亡させてしまったことから、再び光津は、教会所を解散させられ、数カ月拘留されたという。出所後、「人道教授所」と改めて、

再出発するが、小倉での発展をあきらめ、明治一五年、東京に進出する。

## 二 発 展

この年春、光津は四人の幹部を引き連れて上京し、神田にまず小さな住居を構え布教を開始した。この年東京ではコレラが大流行した。光津らは「コレラに効く御神水」を布教の前面に押し立てた爆発的に信者を獲得していった。こうした状況から、光津らは警察の取調を受けることとなった。公認団体になることを痛感した光津は、七月になり、仲介人を通じて、大成教に属することになる。七月二四日、いわば国家による宗教者の公認資格である教導職の試験を受け、教導職試験という最下位の資格を獲得する。教団名も「大成教蓮門講社」とし、晴れて公認布教を行うことになった。この日が、蓮門教創立の日となっている。

以後、急激に教勢を伸ばしていく。明治一七年には、小倉に一町四方の敷地に巨大な赤瓦の大教堂に建築し、蓮門教本祠とした。一八年には、東京芝、田村町（現在の愛宕近辺）に、蓮門教総本院を建築した。二二年に、この田村町は蓮門教院本祠宇となり、教団本部が実質的に東京に移った。小倉のほうは、蓮門教院本部と改称した。この間、支部教会の設立が、続々と行われていった。明治二七年までの教会数は、大成教に届け出ている分では、三四教会、万朝報社の調べによると三七、教団内部の資料によると九二である。僅か一〇年で急激に拡大していることが分かる。

教団の急激な教勢の伸展は、教祖である教長・島村光津の資格の上昇ぶりから極めて明瞭に見ることができ、現存する任命状によると、前述の明治一五年の教導職試験以後、一六年二月に少講義、翌年二月に権中講

義、同年一〇月に中講義、翌年一月一〇日に大講義、同月二九日に権少教正、一九年四月に中教正、同年一二月に権大教正、二三年一〇月、ついに最高位である大教正に昇進してしまった。この間わずか八年しかかからず、最下位から最上位に登りつめてしまっている。

この資格については、当時の宗教政策が背景にあることが重要である。すなわち、近代国家誕生直後のため、国家による宗教の直接統制をめざした教部省は明治一〇年に廃止され、欧米型の政教分離した国家体制の確立のため、内務省社寺局による間接的な統制を目指した。それが法的な形で表れたのが、一七年の内務省達、神仏教導職の廃止及び教師の等級の叙任を含む教団自治権の拡大であった。こうして、国家の管理の手を離れた教団は以後、独自に資格を与えることができるようになった。光津の資格が異常に早く昇進していったことは、大成教にとって、いかに蓮門教が重要な附属教会であったかの証明でもある。蓮門教の教会数や信者数の正確なところは明確ではないが、当時としては異常に巨大化した教団であったことは間違いないところであろう。それは、再三にわたって、光津らが大成教からの別派独立の請願を大成教に行っていたことから窺い知ることができ<sup>③</sup>る。つまり、教派神道各派と対等の存在になったということも、彼らが自覚していたことになるからである。

### 三 蓮門教の発展と宗教政策

こうして異常な短期間で伸びた主な理由としては、当時の衛生状況、医療の貧困とコレラやその他の伝染病の大流行の頻発をあげることができる。特にコレラの数年おきの流行は激甚を極めている。例えば、光津らが上京した明治一五年は、罹患者数五万二六三一名のうち死亡者三万三七八四名である。同一九年は、患者数一五万五

九二三名のうち死亡者が一〇万八四〇五名と報告されている。この後も二三年は約三万五〇〇〇人、二八年は約四万人が死亡している。<sup>1)</sup>

一年間とはいふものの、実際にコレラが発生するのは五月から一〇月頃までのわずか六カ月ほどの短期間であるので、その間の市民のパニックは、医療の発達した現代人には想像も及ばないところであろう。彼らが医療の貧困の中、藁にもすがる気持ちで、さまざまな宗教を求めたり蓮門教の御神水を求めたのもこうした社会的文化的背景を抜きには考えられない。

公認宗教体制を推進し宗教の国家管理をすすめることを目指した明治政府は、宗教者の国家公認体制を教導職として管理する一方、実際の布教活動や宗教行為に制約を加えた。多数の民間宗教は、さまざまな系統の神道家によって、教会・講社に再編成され、天皇制国家体制に沿った教義を与えられていった。運動体としての宗教団体として確立したものは、教派神道として公認されていった。まずその先駆となつて、明治九年の教部省達第五、六号で、神道黒住派と神道修成派が神道事務局から独立した。ついで、同一五年に、神道神宮派、神道大社派、実行派、扶桑派、大成派、神習派が独立した。同年、大成派から御嶽派が独立した。次いで、神道本局が同一九年に、神理教、禊教が二七年に独立した。これらが後の教派神道一三派のもととなる。

一方、各宗教団体の活動にも規制が加えられた。こうした規制が結晶化したのは、明治六年の教部省達第二号と翌年六月の同省達第二二号である。前者は、一般に「梓巫市子並憑祈禱狐下ケ杯ト相唱玉占口寄等之所業ヲ以テ人民ヲ眩惑セシメ候儀自今一切禁止候条於各地從來梓巫市子並憑祈禱狐下ケ杯ト相唱玉占口寄等之所業ヲ以テ人民ヲ眩惑セシメ候儀自今一切禁止候条於各地  
方官此旨相心得管内取締方嚴重可相立候事

とし、民間宗教における呪術的傾向や人心を惑乱する要素を排除した。さらに、後者は、いわゆる「禁厭祈禱ヲ以テ医薬ヲ妨クル者取締方」で、

別紙乙第三十三号ノ通神道諸宗管長へ相達候条向後禁厭祈禱ヲ以医薬等差止メ政治ノ妨害ト相成候様ノ所業致候者有之候ハ、於地方官取締可致此旨相達候事

と府県司法当局に取り締まりを命じた。この中でいう別紙とは、同月同日教部省達乙第三十三号で、神道仏教各派管長に宛てて、

禁厭祈禱等ノ儀ハ神道諸宗共人民ノ請求ニ応シ從來ノ伝法執行候ハ元ヨリ不苦筋候処間ニハ之レカ為メ医薬ヲ妨ケ湯薬ヲ止メ候向モ有之哉ニ相聞以ノ外ノ事ニ候抑教導職タルモノ右等貴重ノ人命ニ関シ衆庶ノ方向ヲモ誤ラセ候様ノ所業有之候テハ朝旨ニ乖戾シ政治ノ障碍ト相成甚以不都合ノ次第ニ候条向後心得違ノ者無之様屹度取締可致此旨相達候事

と達したが、この目的は文中に見られるように、宗教者が医薬を使わず、人命を危うくさせて人心を惑乱し新政府の政治を妨害する宗教行為を徹底的に規制することにあつた。当時の新宗教を含めた宗教活動の規制理由が、ほとんどの場合、明治六年に出された教部省の両達に源を発している。こうした政府の命令違反は、明治六年に制定された改定律例中の「違令条例」と「不応為条例」によって、懲役百日以下の刑に処された。

こうした政令による規制は、同一三年に成立した刑法に組み込まれていた。すなわち、  
違警罪 第四二七条

第十一項 流言浮説ヲ為シテ人ヲ誑惑シタル者

第十二項 妄ニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ祈禱符呪等ヲ為シ人ヲ惑ハシテ利ヲ図ル者



として、一日以上三日以下の拘留、または二〇錢以上一円二五錢以下の料料に処されることになった。この違警罪は、前身が同六年に太政官布告第二五六号「各地方違式註違条例」という現在の軽犯罪法であった。このため、刑法第四三〇条では、各地方独自の違反項目作成の余地を残すなど司法当局へ裁量権が付与されていた。刑事訴訟法（刑法治罪法）上も特異性が見られる。刑法が発布される直前の一四年九月には太政官布告によって、訴訟法上は治安裁判所管轄とされたこの罪は、三府五港を除き、以前の違式註違条例と同様に警察又は警察分署に裁判権が与えられた。一二月には、三府五港の例外も除かれた。さらに一八年には、太政官布告第三一一号「違警罪即決例」によって、上位裁判所への上訴権が奪われた。警察によるこの即決裁判では、毎月の警察及び分署での即決裁判の、総件数、言い渡しの無罪・免訴、刑の言い渡し件数の表を作成し司法省に提出することになった。こうして個々の事件内容や裁判記録は、全て警察の手に残り外部が知ることができないものとなった。警察権力の恣意的行使を許すこの法律は、自由民権運動や宗教活動の取締まりの強力な武器として、形を変えて第二次世界大戦の敗戦時まで有効に機能することとなった。

さらに、こうした宗教活動を規制する法体系が整備されるなか、これをさらに強化確認するかたちで、神道副總裁・神仏各管長宛てに出されたのが、一五年七月の内務省達戊第三号である。

禁厭祈禱ノ儀ニ付七年六月教部省乙第三十三号達ノ趣有之候処病者治療ノ際之カ為メ投薬ノ時機ヲ誤リ候儀モ有之哉ニ相聞不都合候条今後信者ヨリ請求候節ハ先服薬ノ有無ヲ証明セシメ果シテ医師診断治療中ノ者ニ限り其望ミニ応シ不苦候条其旨屹度可相心得此段相達候事

この達が出された明治一五年七月という日時からも、未曾有のコレラの大流行のさなか、蓮門教を含む多くの宗教団体がそれぞれ治病行為を行っていて、そのことを内務省がいかに問題視していたかを知ることができる。

また、即決例には性格上、即決資料が残されていないものの、その規制に違警罪及び即決例が用いられていたことは、十分に推測される。

#### 四 蓮門教弾圧

##### (一) 万朝報による蓮門教解散攻撃キャンペーン

こうして急激に拡大した蓮門教は、明治二五年頃から御神水、お籠りなどに関するスキャンダラスな噂が社会的に関心を持たれ始めた。紫や朱の袴姿の男女教師の接待に加え、夜などはいつも雅楽や三味線の音が聞こえていたと言われる。

まず最初にこの教団に関心を持ったのは、尾崎紅葉であった。彼は二五年秋、『紅白毒饅頭』という毒々しいタイトルの連載小説を読売新聞に発表した<sup>(6)</sup>。

かなりの好評を博した連載を受けて、二七年三月、万朝報という新聞が蓮門教攻撃キャンペーンを開始した。このキャンペーンは、『淫祠蓮門教会』というタイトルの連載記事が中心であった。この連載は全九四回で、三月の末から始まり一〇月のなかばまで続いた。ほぼ連日にわたって掲載された。内容は教祖光津の生い立ちから始まり、東京進出以後の教団活動をいろいろなスキャンダルと取り混ぜて掲載した。これが読者の非常な話題を呼び、現在判明しているところだけでも全国三〇紙以上の新聞でもこれをおもしろおかしく取り上げた。読者の投書や元信者の告白投書、蓮門教を皮肉る川柳や狂歌、壮士による各地教会への押し掛け談判、蓮門教のモデル芝居の記事などがさまざまなかたちで報道され、キャンペーンが繰り広げられた。記事は、全紙面の半分を埋

め尽くすこともあつたほどである。そのほかの新聞や仏教界の各雑誌、神道界でも、神道にあるまじき蓮門教を解散させよという動きが出てくる。こうした状況を背景として、万朝報は、内務省は淫祠蓮門教を解散させよという主張にキャンペーンの内容を変更して行く。四月二五、二六兩日にわたつて、「淫祠を解散せずむば神道を如何せん」という一面全段抜きの記事を掲載した。万朝報の解散要求は以下のようなものである。神道はわが国の皇祖皇宗の靈を祭る道であり、国民がこれを崇拜するのは、宗教としてではなく、皇室を神聖し、国体を重んずる道だからである。よつて神道が傷つけられることは、国体、皇室が傷つけられ、威靈が汚されることである。ここに蓮門教という神道一派がある。この教団は、神道に名を借りて、荒唐無稽の儀礼を行ない、愚民をだまし、風俗をみだり、不義の金錢をむさぼり、信者を破産させ、人の衛生を妨げ、人の子女を傷つけて、自ら淫樂の祠を作る。その教義、儀礼、運営のどれをとつても神道とは言えず、こうした淫祠を存在させておくことは、神道の神たるゆえん滅びて、皇祖皇宗の威靈を損し、皇室の尊、国体の蔽、すべて乱れざるを得ない。このために、速やかにその淫祠から神道の名を奪い、速やかにその淫祠を解散し、九〇万の良民を蠱惑のなかより救ふことは、内務省の急務である。つまり、教派神道大成教附属の神道の教団でありながら、彼等の崇拜対象は、神道にはない淫祠の事の妙法神であり、儀礼は日蓮系のものであり、定紋も日蓮宗のものであるなど仏教との混交形態を採っている。また儀礼内容は御神水を用いた治病行為を行うなど、いかがわしいものである。金錢の収奪も甚だしく、存在を許されない教団である、というのである。

## (二) 蓮門教の法的対応

正誤請求・弁駁書による抗議 さて、こうした社会的な反蓮門教状況に対して、蓮門教はどのようにに対応して

いったのだろうか。彼らの対応は、二年後に蓮門教と同様の、さらに規模の大きい弾圧を受ける天理教の採った対応とは全く異なるものであった。その異質さは、彼らが当時既に小川広吉らを教団の顧問弁護士としていたことである。後に述べるように彼らには余りにも合理的に、当時の社会的観念からすれば、余りに宗教的でなく、法的に正否を決定することで社会に対応しようとしたのである。まず彼らの最初の対応は、万朝報への正誤請求、弁駁を行い、万朝報読者ひいては社会の誤解を解こうとした。これは、明治二二年に出された「新聞紙条例」で認められた権利の行使であった。新聞紙条例 第二三条は、

新聞紙に掲載したる事項の錯誤につき、その事項に関する当人または関係ある者より、正誤または正誤書、弁駁書の掲載を求めたる時は、その求めを受けたる後、その次回または第三回の発行において正誤をなし、または正誤書、弁駁書の全文を掲載すべし

と規定する。この規定から明らかなように、内容に明らかな間違いがありそれを認めて正誤文を載せるか、またはそれを認めなくとも正誤書または弁駁書をそのまま掲載する義務がある、というものである。翌日の新聞に必ず、前日の記事の正誤・弁駁書が掲載された。それは、あくまで法律上の義務であるので、「一山百文の取消請求<sup>8)</sup>」を鳥の正誤 条例に対し<sup>9)</sup>というあからさまに侮蔑的な表現の見出しが見える。

**新聞紙条例違反訴訟** 正誤請求書と弁駁書の効果が現れないと見るや、蓮門教長島村光津と信徒総代牧之瀬行光は、弁護士小川広吉を代理人として、万朝報社を相手どって二月二二日の第一回連載「高等私窩<sup>レ</sup>蓮門教会」の記事に関する正誤請求書の不掲載を新聞紙条例違反で訴えた。その第一回公判は四月一三日東京地方裁判所内京橋区裁判所出張所で開かれた。この判決は四月二〇日に出された。すなわち万朝報のその正誤請求書の不掲載は事実であり、新聞紙条例違反は有罪として罰金五円を宣告された。<sup>10)</sup>

刑法誹毀罪告訴 さらに、四月一二日同人たちは東京地方裁判所に刑法の誹毀の罪で告訴した。誹毀の告訴とは、ほぼ現在の名誉毀損罪にあたる罪である。誹毀罪とは、当時の刑法の第三五八条から三六一一条に規定される。「悪事醜行を摘発して人を誹毀したる者は、事實の有無に関わらず誹毀罪となす」とする。「事實の有無に関わらず」というところが、現在の名誉毀損とは違ふところだと思われる。ある事実を暴露したり相手を罵つたりするだけで、誹毀罪を構成すると思われる。

記事差し止め仮処分と名誉回復の民事訴訟 次いで、連載「淫祠蓮門教会」記事禁止並びに名誉回復の民事訴訟を起した。四月一日、蓮門教主島村光津とその代理人は名誉保全のため記事差止め仮処分を東京地方裁判所に申請した。同月一九日記事差止め並びに名誉回復の訴訟を同裁判所に提起した。同裁判所は申請人の名誉を毀損する記事を万朝報が継続するという申し立ては申請人の推測に止まるとして申請人に於てこれを差し止める権利はないとの理由を以て仮処分の申請を却下した。

この一審の判決を不服とし、蓮門教は東京控訴院に上訴した。四月二六日、原判決を破棄し、仮処分を行う決定が出された。それを受けて翌二七日と二八日の両日記事掲載が差し止められた。その決定内容は以下のとおりである。

決定 正本

東京市芝区田村町五番地

神道蓮門教々長

抗告人

島村 光津

右訴訟代理人

瀬下 清通

同 右

角田 眞平

同市京橋区三十間堀二丁目一番地

万朝報編輯人

被抗告人

富山 兼吉

同所万朝報發行兼印刷人

被抗告人

為廣 喜作

右抗告人より被抗告人に対する新聞紙記事差止の仮処分事件に付き本院ハ決定する左の如し

明治二十七年四月十七日東京地方裁判所が為したる決定ハ之を廢棄す抗告人が金一千円を供託するに於てハ被抗告人富山兼吉が編輯し被抗告人が廣喜作が發行兼印刷人たる万朝報紙上に淫褻蓮門教会と題し掲載する記事ハ東京地方裁判所(ワ)第二百五十三号記事差止並びに名譽回復事件の判決に至るまで其掲載を差止むるものとす

事 実

抗告人の抗告をなす理由ハ被抗告人富山兼吉が編輯し為廣喜作が發行兼印刷人たる万朝報紙上に明治二十七年二月二十二日及び明治二十七年三月二十八日以来高等私窩蓮門教会或ひハ淫褻蓮門教会と題して毎号抗告人の名譽を毀損する記事を掲載し尚ほ今後も該記事を繼續して益々抗告人の名譽を毀損せんとせり因て抗告人ハ明治二十七年四月十一日名譽保全のため記事差止仮処分を東京地方裁判所に申請し同月十九日記事差止並びに名譽回復の訴訟を同裁判所に提起したり然るに同裁判所ハ申請人の名譽を毀損すべき記事を新聞紙に統載すべしとハ推測に

止まるを以て申請人に於て之を差止むる権利なきや明瞭なりとす云々との理由を以て仮処分申請を却下せられたるも被抗告人等が今後抗告人の名譽を毀損すべき記事を掲載すべき事ハ証拠物として提出したる万朝報に徴し明白なれば茲に抗告を爲し原決定を廃棄し更に仮処分の命令あらんことを申請すと言ふにあり

理 由

抗告人が本件の申請をなすに当て東京地方裁判所に提起せんと申立たる訴訟の名義ハ新聞記事差止にして又明治二十七年四月十九日に同裁判所に提起したるハ名譽回復竝に記事差止の訴訟なるを以て抗告人ハ訴訟の目的物に付仮処分を申請したるものといふ可し又被抗告人等が淫福蓮門教会と題する記事を万朝報紙上に今後と雖ども尚ほ継続して掲載すべき事ハ明治二十七年三月二十八日同年四月十七日十九日及び二十日発行の万朝報の文詞に依り明かなり而して該記事にして果して抗告人言ふ如く虚妄のものなりとせば其名譽を毀損すること鮮少ならず且つ其の名譽にして一旦毀損せらるゝときハ是が權利を實行するに著しき困難を生ずる恐あるものと認むるに付き本件の抗告ハ其理由あるものとす因て本院ハ民事訴訟法第四百六十四條に依り東京地方裁判所が与へたる決定を廢棄し更に民事訴訟法第七百五十六條二項に依り主文の如く記事差止の仮処分を被抗告人に命ずることに決定す

明治二十七年四月二十六日

東京控訴院民事第二部

裁判所判事 北代 勝

同 石井 常英

同 塩野 宜健

同 羽生 顯親

同 板垣不二男

これに対して、万朝報は、二七日「淫祠蓮門教の記事差し止め」について報じた。翌二八日、「淫祠蓮門の行為と記事差止めについて」と題する八面鋒という社説欄で、

……民事訴訟の爲めに差止められたるのみ、彼れ淫祠者の名誉害すると仮定して差止められたるのみ、法律の上にて違法の所置に非ずと雖も、新聞紙開けて以来、実に初めて例なりとす。東洋にも西洋にも絶て其事有りしを見ず……(傍点筆者)

という激しい論調で言論の自由の問題を訴えた。これを翌日の新聞各紙が同様に激しく攻撃した。その主旨というのは、信教の自由は、もちろん宗教団体に認められている。しかし、その信教の自由は、自分たちの教義の正しさを宗教的に訴えるものであつて、法律の手段によつて人の言説を封じ込めるのは、宗教団体の採る道から一番外れている行為である。まさにこうした記事差し止め仮処分のような法律的解決こそ、蓮門教が宗教団体ではない証しであつて、解散を求めるしか道はないと主張する。

また一般的感情としては、万朝報に報じられている淫祠邪教の金権体質が、一千円という当時としては巨額な供託金に象徴されているようにも受け取られたことと思われる。

こうした彼らの法的対応に対する社会的な批判をかわすべく、蓮門教は、二八日、これまで万朝報に対して起こしていた訴訟を全て取り下げるといふ対処をした。実際、連載記事は二日間にわたつて差し止められてしまつたわけだが、前述の社会的反響は彼らの予想を越えて、逆に蓮門教攻撃に油を注ぐかたちになつてしまつた。この後、後述する教長の資格剥奪、教団改革条項の受諾に影響される教団の衰退の原因に、この一連の訴訟が一番



大きな引き金になってしまったということができる。

### (三) 警察、内務省及び大成教の対応

こうした状況に注目していた警察と監督官庁の内務省社寺局及び直接責任のある大成教の動向を見てみよう。万朝報に最初に彼らの対応が報道されたのは、キャンペーンが開始されて二週間後の四月二二日のことである。<sup>(15)</sup> それによれば、一日、大成教権大教正加藤直鐵の発言として、大成教は報道と社会的反響を無視することができず、光津を召喚したところ代理人が来て報道の誤りを主張したが今後も充分取り調べを継続するとしている。同日、内務省社寺局は、加藤直鐵を出頭させている。この段階では既に、蓮門教の別派独立の請願書が、大成教管長磯部最信の奥書を添えて、内務省社寺局に提出されていた。社寺局がこの件に注目するのは当然のことであった。一二日には、内務省社寺局長代理の弁として、大成教の一部として教義が届けられ認可された教会が、その教義と異なり法律に違反する内容の活動をしている場合は、解散を命じることになる、と報じている。<sup>(16)</sup> 一七日の記事中の内務省社寺局による光津の召喚は、一六日、副教長の息子信修が代理で出頭したが、この内容は、蓮門教の悪評が社会問題となっている時機であることを理由に管長磯部最信が蓮門教別派独立推薦奥書を取り消したため、蓮門教自身が内務省への独立請願書を取り下げよというものであったようである。<sup>(17)</sup> 次いで二〇日、管長磯部最信と蓮門教会員某が内務省に出頭した。そこで社寺局長が請願書を取り下げよう求めようとしたところ、蓮門教は既に東京府に取り下げの書面を提出したと答えたという。<sup>(18)</sup> 蓮門教としても、監督官庁や大成教の心証を損ねることは得策ではないとして、とりあえず時機を図るべく、取り下げたものと思われる。

警視庁は、連載開始当時から関心を持っていたようで、一四日の記事によれば、既に各警察署に宛てて報道内

容の真偽究明の訓令を発し、各署は内定を進めている<sup>(19)</sup>。内務省との相互協議が一日に行われ、内務省警保局長と社寺局長と警視庁第一部長が一同に会した<sup>(20)</sup>。一九日、警視庁第二部が、信徒のうち主なものの任意聴取を始めた<sup>(21)</sup>と報じている。

こうして、着実に追い詰められていったのは、当事者の蓮門教ばかりではなく、大成教も同様であった。内務省からばかりでなく、万朝報も、二四日、「大成教管長の決心如何」二七日、「大成教は解腕の勇なきか」といった激しい論調で、厳しくその監督責任を追究し、圧力をかけていった。神道界からは、禊教青年会が大成教管長の監督責任を求め、蓮門教の解散を求める檄文を各方面に送った<sup>(22)</sup>。大成教は、内務省社寺局と蓮門教の間に挟まれて、非常に困惑せざるを得ない状態に陥ってしまったのである。

そこで、大成教が採った手段は、三〇日、大成教における光津の教師資格・大教正の剝奪であった。その事實は、万朝報の五月二日に「妖婆鳴村光津教職を剝る」と掲載された<sup>(23)</sup>。翌三日、大成教による内務省への提出済み<sup>(24)</sup>の公の解職宣告状が掲載された。

蓮門教会長

免本職

大教正

島村 光津

明治二十七年四月三十日

大成教管長 磯部 最信

蓮門教副教長

中教正

島村 信修

外

教師 一同

其教会教長大教正島村光津免職申付候に付てハ不日何分の可及沙汰候条教務一切の取締方嚴重に相心得可申候事

明治二十七年四月二十日

大成教管長 磯部 最信

教長光津の大教正資格を剝奪して免職にすることで、事態を沈静化させようとしたのであるが、逆に攻撃の火に油を注ぐ結果となつてしまつた。新聞側はこれだけでは治まらずに、ますます教団の解散を求めた。さらに万朝報は逆訴訟という攻勢に転じた。二日、蓮門教に対して、記事差し止めによる損害賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起したのである。

こうした動向に対応して警視庁も行動にでた。二八日深川分教会の神水が押収された。次いで、五月一〇日の報じるところによれば、七日この水がアンモニアを含むとして、深川分教会ばかりか蓮門教全教会での御神水の配布が禁じられた。

結局大成教もこれまでの処置だけでは、大成教の存続にも関わる問題となるのは間違いないところであると判断し、五月八日、最後の方策として「教団改革条項」を強制的に受諾させた。

### 改革条項

その祠宇神装祭典式等神道布教上最第一の要点ハ兼而達し置候通り執行候ハ勿論に付因て今般改釐の条項左の通り相達す

- 一 神前に大幣を置くこと
  - 一 大櫛へ色結紙垂をつけ置く事
  - 一 神饌の事(台数は時期に従ふ)
- 右三項は従前達候規式の通り注意し心身を清潔にして供饌人は覆面すべし

右之外

- 一 教場中の提灯は早々撤去すべし 但し橘の紋は島村定紋の由なれども神前不似合に候こと
- 一 神水と唱へし瓶を神前へ置くべからず 但し水器へ盛り洗米塩と共に神前に供するは従前通り
- 一 朝夕祝詞を奏上し大祓天神祝詞等は又従前の通り
- 一 大中小祭典時限は成丈け手繰致し午后第三時を過ぐるべからず
- 一 説教日の内十三日を廢し十五日二十八日の内に更むべし
- 一 説教は何時始むるも便宜次第なれども日の長短に拘はらずへいしよく乖燭までを限りとすべし 但し夜講は嚴禁の事

一 説教は教師の学識徳望を以て抑揚緩急随意なれども三条の教意を本願とし倫常の道を主旨とし仮初にも政談がましきことに涉るべからず

一 祈禱祈念は是又従前の通りたるべし總て本教祈禱式の通心身を清潔にして神明を汚濁すべからず

ここには、万朝報などでスキャンダラスに報じられて問題とされてきた蓮門教の独自性が、たとえば、神水及び独自の祈禱、日蓮宗だといわれた橘の提灯の紋と一三日の説教日、お籠りなどが変更を迫られている。大成教

の教規通りの活動をすることを命じたもので、教祖光津の活動禁止とともに、教団としての独自性を奪い去るものであった。

蓮門教では、全国の信者の理解を得るため、四月二〇日前後に万朝報を含む全国各新聞に「蓮門教信徒諸氏に告ぐ」という広告を二回ないし三回掲載し訴訟に踏み切った理由を述べている。また、教長解職報道の翌日から二回にわたって、「世の誤解を解き併て信徒諸氏に告ぐ」という、訴訟取り下げの間の経過を説明する広告を出した。五月一〇日には、七一名の信徒有志が副教長の信修に対して教団の改革建議案を添えた、今回の騒動に責任のあった一部教師の非難書を提出した<sup>(27)</sup>。次いで六月七日と一二日、光津の復職嘆願の上陳書を、大成教管長に提出した<sup>(28)</sup>。この騒動以後、教会数は伸びず閉鎖する教会が続出する。信者も減り始め、教師間の対立も目立ち、分裂騒動も起こった。この年に勃発した日清戦争に、元教長島村光津と信修は、多額な献金をして日赤から銀杯や感謝状を受け特別会員となったが、それすらほとんど効果がなく再三の復職運動は、効果をあげなかった。一〇月一二日、大成教は復職を許可したが、杜寺局はこれを却下した。この経過が報道され、大成教は再び非難を浴びることとなった<sup>(29)</sup>。大成教管長磯部最信は、十一月六日、内務省より解職された<sup>(30)</sup>。他の事情による解職とも言われてきたが、蓮門教事件における対応の責任を問われたことも、解職の要因のひとつになっていることに間違いはないと思われる。

## 五 光津・信修の死と教団の分裂

### (一) 副教長信修と光津の死

島村光津が資格を回復し教長に復職したのは、マスメディアが沈静した三年後の明治三〇年になってからである。この年、蓮門教には、先の事件に続く大打撃の事件が起こった。副教長信修が、三一歳の若さで死亡したのである。当時彼の子仙修はわずか三歳であった。七〇歳になろうかという島村光津は、非常に教団の先行きが不安になり、教勢の衰えとともに急激な衰えが目立ってくる。明治三七年、光津は死後のことを非常に憂いながら、小倉の本祠で七三歳で死亡した。光津は、後継者の仙修が幼いことから、自分の死後の教団分裂が必死と考えていたのであろう。それを押えるために、死の八カ月前に遺書を作成した。その二二項目にわたる遺書のなかで、仙修の後見人を信徒の上村甲子郎に定めて、仙修が成人するまで絶対に教団を守れと厳命した<sup>(1)</sup>。さらに蓮門教と島村家とは一体のものとして、教団教長は血脈相承、すなわち島村家の血を継ぐ者の絶対的地位と強調した。この点に関して言えば、現存する明治三四年に大成教管長子爵永井直哉の認可した「大成教蓮門教会規約」では、その第四章職員及職制 第一条は、総長候補者は本教会創立者の正家たる島村家を承継すべき正当の相続人を以てこれに充て……と定めている。ここでいう総長とは教長を指す。さらに、光津死亡後の七月にはこの規約の改正追加補足を作成し、大成教の検閲承認を求めた。それは、外部からの干渉を防ぐためのものであった。すなわち、第一三章補足で、総長欠員又は総長候補者未成年の場合は(六一一条)、総務二名を置く(六〇条)こととして、仙修が成人に達するまでは総務という代行を置くことによって、あくまでも総長(蓮門教教会長)

は島村家血筋の者に限定することを意図したのである。<sup>22</sup>

## (二) 大成教の干渉

明治四四年四月二三日の万朝報によれば、大成教は、蓮門教に大成教祖平山省齋を祀ることを強制して、全国の分教会を直轄としてその財産権を確保し、空位の教職数百名を捏造し収入を得ていたという。これに反発した教師たちは大成教側につく幹部に造反し芝田村町の本祠を前年に蓮門教総本院と改めていた。<sup>23</sup>事実上、この段階で、蓮門教は大成教の下で、二つに分裂してしまっていたことになる。

この総本院にも大成教の干渉は及んでいる。四三年一〇月に承認された「大成教蓮門教会総本院規約」の第六章職員及職制 第一二条では、教会総長は蓮門教会開祖故島村大教正家名相続人たる者を選挙して辞令を申請す、第一三条 前条の手続きを為す能わざる場合に於いては特に上長会を開き部下各上長にして四級以上の教師中より候補者二名を選挙して管長に裁定を申請す、と前述『大成教蓮門教会規約改正補則』から変更されている。つまり、島村家による教長の血脈相承の絶対性が崩されてしまっているのである。こうして光津の死後、着実に大成教の干渉は進行していった。

光津の生前中から悲願であった一派独立の願望は、万朝報に端を発した大成教による改革条項強制受諾によって確固たるものになり、彼女の死後もこうした圧力のなか強まるばかりであったようである。島村家の正当相統を主張する蓮門教は、度重なる請願運動の結果、明治四三年一月三日、「明治四十三年十月二十一日附蓮門教会独立布教出願準備声明請願之件承認ス」という内容の承認書を大成教から獲得した。申請書は、仙修が未成年のため教長は不在で、副教長の中教正の竹島 末が連名の代表申請者となっている。十一月二日、彼らは狂喜

して蓮門教独立布教内承認臨時奉告祭典を挙行する。この内容は不明な点が多い。独立布教の内務省への出願準備声明の大成教への請願は承認する。つまり、これまではそうした請願そのものも無視するか却下していたのであろう。外に向かつて独立したいという運動を起こしたいという請願は認めてやるという。蓮門教総本院側としては、これを内々に独立していいという承認だと受け取ったことは、内承認という祭典の名称から推測することができる。半分独立したも同然だというように解釈あるいは誤読してしまったと思われる。さらに言えば、余りに執拗な内務省への独立願のための奥書要求に、出せる筈もなく、これを沈静させるためにあえてこのような何とでも解釈できる承認書を出したのではなからうか。また、後に完全分裂した後には島村家の正当相統を主張する派が刊行した機関誌『自観』にはこの間のいきさつが暴露されている。この真実は明らかではないが、それによれば、大成教の総務局長の井上信鉄に二千円の金銭を渡して、独立布教内承認を獲得するが、内承認ではなくて承認には、あと千円必要だと迫られ、その金策に苦慮するうち、疑念を持つものたちが現れ、信徒や教師の中から大成教を離れることが先決であるということに次第に決していったという。<sup>(15)</sup>

さらに大成教の圧力は続く。明治四年六月三〇日、元仙修の後見人上村甲子郎を、幹部会で運営機関である上長会の定客数不足にもかかわらず、蓮門教総長ならびに蓮門教会総本院本祠宇祭主に任命した。

### (三) 分裂騒動

こうした圧力に不満を持つ教師たちが辞職願を提出したのは、明治四年五月であった。大成教に辞表を提出したものの、認められず、免職扱いとされた。その正当性を明らかにするため、大成教は、一九日付けで竹島末以下二三名を免職したという広告を全員の名前入りで、五月二五日の新聞に「告知」として掲載した。<sup>(16)</sup> それに



対して、免職された教師たちは翌日の新聞に、「蓮門教会は大成教の強圧に耐へず本月十八日神道本局に転属し在来教職は神道本局より夫々辞令を下附され規約成立せり因て全国信徒諸君に告知す」と、二〇日付けの広告を出した。<sup>(37)</sup>ここで彼らは、その名称を「神道蓮門教総本院」（島村派）と改称し、規約を作成し、第五章第六条において、その本部を芝田村町五番地、つまり同一の場所においた。<sup>(38)</sup>こうして、上村甲子郎を教長とする大成教附属蓮門教会（大成教派）と教長空位の二つの蓮門教が存在することになり、本祠の取り合い騒動の発端になった。

#### (四) 第一番と神道各派の教師転属問題と信教の自由を巡る論争

島村派は神道本局に転属したにもかかわらず、芝田村町の本祠から出る気配は全くなかった。そこで、大成教は明け渡し訴訟を起こした。六月三〇日に仮処分が決定されたが、その執行は行われず、争いは法廷の場に持ち込まれた。<sup>(39)</sup>竹島ら島村派は、相変わらず、八月に入るもなお本祠を占拠し続けていた。

六月一〇日、島村派は神道の各派に対して、自派の正当性を訴える檄文を送った。<sup>(40)</sup>こうして、まず島村派蓮門教対大成教派蓮門教の争いは、神道本局と大成教と対立の問題に変わっていった。この対立とは、結局教師の転属における各派のモラルの問題であり、神道各派相互の教団自治の秩序を乱し威信を傷つけるものとして教派神道各派にとって等閑視できないことであった。

神道本局の主張は、大成教と蓮門教の間にどんな事情があるかは知悉しないしする必要もない。彼らは一八日に辞表を提出し、大成教がこれを免職処分にしたのは二〇日である。大成教が主張するような、教師の転属に関する破廉恥罪などによる二年間の任用猶予規定は該当しない。神道各派間の徳義の問題は、本局としては蓮門教

奪取の意志がないので問題にはならない、と大成教の主張する島村派教師の独立否認を否定した。<sup>(41)</sup>これに対し、大成教は六月六日、強硬に神道本局に抗議するも埒が開かないため、神道各派間の安寧を維持し、一宗派の威厳を保つために、ことの顛末を記した檄文を神道各派に送った。<sup>(42)</sup>神道各派懇話会は、この問題を重大視していた。宗教新聞の中外日報などは、社の意見として、こうした問題はつまるところ現在の神道各派の紀綱が弛緩し、各派に確固たる教憲、教義、信仰の樹立がないこと起因にする、と教派神道に対する本質的批判を展開していたからである。<sup>(43)</sup>懇話会としては、仲介人を立てて和解させようとしたが、調停は失敗に終わった。<sup>(44)</sup>八月二日、内務省社寺局が強硬に干渉した。神道本局に対して、彼らの行なった元運門教師の任命の取り消し命令を出したのである。これにして、本局は、四日これに應じて取り消しをした。<sup>(45)</sup>島村派は、こうして無所属の立場のままに置かれた。この間懇話会では、大成教と神道本局の仲はこじれきってしまった。一〇月に入るや、内務省も捨てては置けず、大成教に対して事情の具申を求め、さらに島村派とも会談を持った。<sup>(46)</sup>

こうした神道界とは全く別のところで、この問題に対する批判の声が上がった。『神風』<sup>(47)</sup>という神道系の雑誌が行ったそれである。まず、七月一五日発行の第一一四号において、「大成教対蓮門教」という記事で、この問題は強者である所属教派と弱者の教師の問題であると捉えて、内務省による具体的事実の徹底的究明を求めている。強者の教派が、弱者の教師から金銭を強請したりさまざま無理難題を押し付け、その教師が辞職願いを提出すると、受理せずに免職するという暴虐な各派管長の例がこの頃多く問題となってきたからである。この号では、他にも巻頭の主張欄で、「無用管長の全廃を望む 其一」を掲載し、激しく現今の各派管長のあり方を批判している。さらに、八月一五日の次号では「憲法二十八条信教自由号」という特集を組んだ。中心はやはり

蓮門教師転属問題である。このなかの主張では、「吾人は何故に憲法違反の法令に服従せざるべからざる乎嗚呼違憲ノ違憲ノ違憲ノ」という題で、神道教師が宗教的活動をするにはいずれかの教派に属さなければならぬといふ制度を、異なる信仰を強制させられているとして憲法第二八条違反と訴える。当時公認されていたキリスト教にもないこの制度が神道仏教に取り扱い上差があり不公平であるとする。また、辞職対免職も問題にしている。信教の自由は改宗の自由も含む。こうしたさまざまな面で神仏二教には憲法違反がまかり通っている、と訴える。また内務省宗教局長の談として、「内務省から見たる信教の自由」として、教師にはその宗教活動には必ずと所属上部団体の制限があると述べられている。その他憲法学者の美濃部達吉や上杉慎吾、副島儀一ら法学博士がこぞって信教の自由について語っている。皮肉なことに、島村派蓮門教としては、明治二七年のときは、法律を楯にとつて訴訟を起したために結局は衰退に追い込まれたものが、今回は世論や法学者に信教の自由をもつて守られる立場にまわつたという、逆のかたちになつた。

他方、そうした状況のなかで裁判は進展していった。第一審の記録は残っていないので、現存する第二審判決<sup>(48)</sup>や当時の新聞報道によつて推測するしかない。島村派二三名は訴訟継続中の一二月に入つても未だ田村町の本祠から立ち退いていなかった。<sup>(49)</sup>島村派の主張は、おそらく前述の島村光津の遺書の、第九条、……蓮門教会と子(光津)とは合一のものにて子が現在有する位置即ち光栄と財産とは全く天賜にして子が之れを保持して……、第一〇条、……子が名義の財産は蓮門教会を統轄する子が子孫に於て之れを管理するものと知るべし……、によつて、本祠は島村家の財産であるということであつたと思われる。つまり、五月一八日に大成教を辞任したその日に、東京府へ「祠宇の廃止書を提出した段階で、島村家の財産である本祠は祠宇として存在しなくなつたため大

成教の監督下から離れた、というものであろう。また、大成教は、光津の死後、空位にあった総長(教長)位に、小倉の本院において、光津から絶大な信頼を得ていた上村甲子郎を総長に任命し、蓮門教本祠宇祭主に任命したが、それは、「大成教蓮門教会総本院規則」第一二条、島村家の家名相続人がこの任に当たる、に違反すると訴えた。判決は翌年に下った。<sup>(50)</sup> 島村派の勝訴であった。

#### (五) 第二審東京控訴院審判決

第一審の判決に対して、敗訴した大成教派は即座に東京控訴院に上訴した。その判決は、大正二年一〇月二三日に出た。<sup>(51)</sup> 原別決を廃棄し、被控訴人(竹島 末以下島村派)の妨害抗弁を棄却し、さらに弁論を尽くすため東京地方裁判所に差し戻した。いわば、島村派の逆転完全敗訴であった。

争点は主に四点に絞られる。まず、控訴人(大成教派)の当事者能力である。控訴人は、大成教蓮門教事妙本祠宇と同法律上代理人・同祭主権大教正 上村甲子郎であるが、この両方が問題となった。

ひとつめは、祠宇の訴訟当事者能力である。これが法律新聞に本判決が掲載された理由である。祠宇は法人ではないので、本祠宇に訴訟当事者能力はないと島村派は抗弁したが、明治一五年の内務省達の法意と、祠宇は寺院と同等の地位を持つとする同一七年一〇月の内務省達から、当事者能力があると判示した。<sup>(52)</sup>

次いで、島村派が東京府へ提出した芝田村町の本祠宇廃止書には、所属の管長である大成教管長の奥書がないため出願の要件を欠き無効であり、祠宇は未だ廃止されていない、とした。<sup>(53)</sup>

第三に島村派は「大成教蓮門教会総本院規約」の第一二条から、島村信修こそ有資格者であると、島村家家名相続人の血脈相承を抗弁するが、成人主任教師が管長の命で教会総長に任じられると規定した大成教の各規則

は、附属教会にも適用され、未成年者は家名相続人でも総長には任じられないとし、遺言書による主張も退けられた。<sup>(2)</sup> 附属教会の規則は、所属教会の細則に過ぎないと判断したのである。法律上、大成教に与えられた権利は絶大なものがあつた。

第四に、同規約の第一三条の「前条の手続きができない場合上長会を開き部下各上長にして四級以上の教師中より候補者二名を選挙して、管長に裁定を申請す」の条文によつて、大成教側が上村を任命したが、この選任手続きが違法であると島村派は抗弁した。この抗弁のもとになつた上長会は島村派脱会直後の六月三〇日に開かれ、五名出席が議事成立のところ出席者もわずかで三名で候補者も上村以外になく、判決はこの選任が違法であると認定した。しかし、翌年三月二五日に適法な上長会を開催し、上村の法律上の代理権を追完した行為は適法であるとして、この抗弁をも退けた。

#### 六 大審院判決

第二審で敗訴した島村派は大審院に上告した。判決は大正三年七月二〇日に出され、上告棄却された。判決要旨は、法律上代理人たる資格に欠陥ある者が提起した訴訟といえども絶対に無効となるものではなく、その資格の欠陥が追完によつて補正することによつて有効な訴訟とすることができ、というものである。つまり上村甲子郎の総長資格は有効と認定されたのである。

「家屋明け渡し並びに損害賠償請求の件」と題される判決では、すべて二審で出されている理由がもう一度繰り返されて、それらに対する島村派の抗弁を一切理由なしとして退けている。島村派が大審院で訴えたところは以下のものである。二審は当時の彼らの宗教的な状況を全く理解していない。つまり、当時の明治政府の宗教政

策として、既成仏教以外の神道系教団は、教派神道として法律上公認されたもの以外の小規模な宗教団体は、個別に公認するのではなく、教派神道各派の附属教団として、彼らに管理させるという間接統治の宗教政策を採ったことが大きな特徴であった。附属できないものは、類似宗教として処罰の対象になる非公認団体となる。そういう政策を理解していない。政策的に下部に置かれただけで、蓮門教は大成教とはまったく別個の独立した団体である。よって、それぞれが持つ教義や規則は本来全く別個のものであり、そういう宗教政策の背景を誤認している。蓮門教の規約は、唯一絶対の規約であって、大成教の規約にしばらくはならないと主張した。

## 六 終 局

彼らのそうした主張は受け入れられることなく終わった。第一審の最中に、間に入った神道一三派のほかの教会の仲裁もあり、内務省がまず最初に神道本局に対して、島村派の教師の任命の取り消しの指導をした。それを受けて、神道本局は、明治四四年八月四日、取り消しをしたことは前述した。離脱した教師らは、無資格に陥って追い出されてしまった。

この状況と裁判の結果は、教派神道全体の問題と受け取られたようである。教派神道懇話会も非常にこの件が世の中を騒がしたこともあってか、島村派を扶桑教に転属させることよって事態を収拾しようとした。扶桑教附属の教会となり神道統一教会という名称に変更した。おそらく教団名に蓮門教と名乗らないことが、転属の条件であったことと思われる。

結局、一連の裁判でさらに教団は弱体化してしまった。転属はしたものの、教会の財産は大成教派に皆取られてしまい、財政的にも逼迫していった。以後細々と活動を続けるが、仙修は、宗教的情熱や資質がなかったと見え、体も弱く、昭和六年北海道小樽で死亡した。竹島末を中心にした活動も大正一二年の関東大震災でほとんど壊滅的な大打撃を受けた。

一方、大成教附属蓮門教会は、全国で一四に減少した。昭和に入ると支部教会初代設立者の老齢化と死亡が目立ち始め廃止される教会が続出した。昭和五、六年に活動していた教会は、三教会ほどで、昭和一〇年には深川分教会のみとなり、田村町の本祠宇は大成教管理となった。昭和三八年に、最後の教会「大成教蓮門和田講社」が閉鎖し、蓮門教の系譜は全て絶えた。

## 七 終わりに

こうして、蓮門教という教団には、彼らを巡って法律的な事件が二つあった。そして、それらを契機にして、教勢や教団のかたちが、常に下降線をたどっていった。この二つの経緯から、当時の宗教政策や宗教的意味を見てとることができると思われる。

まず明治二七年の記事の差止めは、管見であるが、宗教団体が行ったきわめて初期の法的強制力を持った行動、言論封じ込めであった。これは、出版の自由、表現の自由との関わりで、着目すべき事件、教団であり、この教団の今日性もこの点にまたあると考へる。

また明治四四年に始まる一連の訴訟のほうは、教団及び宗教者の信教の自由、布教の自由の問題を含んでい

る。特に先に述べたように、明治政府の新宗教政策あるいは、宗教政策のなかで、いわゆる神道国教化政策のなかで、教派神道がいわゆる公認団体として整列化、管理化されていくなかで、小教団がその下部で神道という名を借りて公認団体として管理されていく。

そうした意味で、明治政府が、いわゆる類似宗教団体を明確に区別し排除するために作った公認宗教団体を間接的に管理するその制度が、実は教派神道側では、実にうまく自分たちの支配に利用していたのである。直接管理支配する教派の専横、横暴といったかたちで附属教会からの金銭の収奪構造や有無を言わせぬ介入や、各派の安定を志向するあまり自由な教師の移動を認めないといった歪んだ構造を逆に作り出していった。

そうした意味では、蓮門教は、まさに二つの訴訟でほとんど壊滅的な打撃を受けてしまったわけだが、それは言ってみれば、そうした明治政府による宗教政策の持っていた歪みのようなものが、彼らの悲劇を生んだということもできよう。

(1) 公認活動を行うための教派神道各派、特に神道大成教に所属した教団は多い。この教団と教祖の特質については、井上順孝著『教派神道の研究』(弘文堂、一九九二)に詳しい。また、明治期の新宗教政策全般については、阪本是丸『幕末維新期の状況』「昭和初期にいたる法的条件」『新宗教事典』(弘文堂、一九九〇)を参照のこと。

(2) 詳細な蓮門教の教団史や教団の特質の研究については、拙稿「蓮門教の崩壊過程の研究―明治宗教史における蓮門教の位置」、『日本仏教』五九、一九八三、同「日本近代における新宗教教団の展開過程―蓮門教の崩壊要因の分析を通して」、『大正大学大学院研究論集』八、一九八四、奥武則著『蓮門教衰亡史―近代日本民衆宗教の行く末』現代企画室、一九八八を参照のこと。

(3) 万朝報 明治二十七年四月一九日 ●取消要求書。この中で、大成教が四月一七日に「●蓮門教主島みつ召喚さる」のなかで、内務省社寺局は光津に出頭命令を出したが代理人を立てたことを報じた内容が、実はその出頭用件は蓮門教派独立願に関する件であったと記事の取り消しを要求している。このことから、当時から、蓮門教は独立運動を行っていたことを知ることができる。



(4) 『医制八十年史』一九五五、厚生省医務局、七九〇―七九二頁。

(5) 旧刑法は、明治一三年七月一七日に公布されたが、施行されたのは同一五年一月一日である。

(6) 毒饅頭のいわれは、蓮門教で信者に出す接待の紅白の饅頭に、いわば毒があるという意味である。いかがわしい教団活動という意味が込められたもので、典型的なモデル小説である。このなかで、蓮門教は玉蓮教会という教団名になっている。この小説は、今では尾崎紅葉全集のなかにも入っていないことが多いほどで、芸術的評価はされていないものの、当時この連載は非常に好評を博していたようである。

(7) これは、当時まむしの周六とあだ名された黒岩涙香が、明治二五年に創刊した新聞である。創刊意図は、安価でわかりやすい記事の大衆新聞を一般読者に提供することであった。後に、いわゆる赤新聞と呼ばれ、現在でも大衆紙の呼称となっている。二五年に創刊されたこの小新聞は、蓮門教キャンペーンと日清戦争の報道のため二七年には、全新聞の発行部数第一位になっている。いかに、この二つの事件が世間の大きな関心となっていたかを物語っている。

(8) 万朝報 明治二七年四月七日。

(9) 同右 同 年四月八日。

(10) 同右 同 年四月一四日。

(11) 同右 同 年四月二一日。

(12) 同右 同 年四月二三日。

(13) 同右 同 年四月二四日 ●蓮門教狼狽して又々朝報を訴ふ、同年四月二八日 ●「淫祠蓮門教会」記事差止仮処分。

(14) 同右 同 年四月二九日 ●淫祠蓮門教会と題する記事差止仮処分の解除。

(15) 同右 同 年四月二二日 ●大成教管長の苦心、●大成教管長の召喚。

(16) 同右 同 年四月一四日 ●蓮門教に対する社寺局。

(17) 奥武則著 一四四―一四五頁。

(18) 万朝報 明治二七年四月二日 ●蓮門教と各新聞 大成教管長及蓮門教会員出頭（東京日々新聞）。

(19) 同右 同 年四月一四日 ●蓮門教に対する警視總監。

(20) 同右 同 年四月一五日 ●二局長一部長の集会、●蓮門教主島村みつ召喚さる。

(21) 同右 同 年四月一九日 ●蓮門教の内部事実取調。

- (22) 万朝報 明治二七年四月二七日 ●淫祠蓮門禁制之檄。
- (23) 同右 同 年五月三日 ●教職穢褻の宣告状。
- (24) 同右 同 年五月三日 ●我万朝報、蓮門教を訴ふ。
- (25) 同右 同 年四月二十九日 ●蓮門深川分教会神水を引上げらる(政況社)、五月九日 ●蓮門の水、同一〇日 ●蓮門の水。
- (26) 同右 同 年五月一〇日 ●蓮門教の大改革。
- (27) 『第一回運動 上願書 附改革建議』(写)、昼間 種氏所蔵。
- (28) 『第二回運動 上陳書』(写)、『第三回運動 建議書』(写)、昼間 種氏所蔵。
- (29) 東京朝日新聞 一〇月一九日 ●島村美津の復職、万朝報 二〇日 ●妖婆光津の復職に就て、二六日 ●内務省妖婆みつの復職を許さす。
- (30) 万朝報 一月一八日 ●大成教管長解職。
- (31) 『島村光津遺書』、昼間 種氏所蔵。
- (32) 甲第五号示達『大成教直轄蓮門教会規約改正追加補則檢閲承認願』これは、正本ではないが、大成教教務庁の用紙に墨書きされた覚え書きとして写されたものである。昼間 種氏所蔵。
- (33) 万朝報 明治四四年四月二三日 ●蓮門教の旗揚げ。
- (34) 『蓮門教独立布教内承認臨時奉告祭典祝詞』、昼間 種氏所蔵。
- (35) 『自観』第一号 六月一二日号 自観社、昼間 種氏所蔵。
- (36) 万朝報 明治四四年五月二五日 「告知」。
- (37) 同右 同 年五月二六日 「告知」。
- (38) 『神道蓮門教院規約』これは、辞職直後の五月二二日に竹島 末の名で神道本局に提出され、二五日に認可されたものである。昼間 種氏所蔵。
- (39) 前記奥氏は、『蓮門教衰亡史』の一六七―一六八頁で、第一審は、「正統派」(本論で言う島村派が本祠の明け渡しと損害賠償を求めて大成教側を訴えた)と記述するが、この推量は、当時の新聞報道(註46)からも、居座っているのは島村派であることから、疑わしい。
- (40) 『自観』。
- (41) 中外日報 明治四四年六月八日 「蓮門と神道本局」。

- (42) 同右 年六月二日 「蓮門問題激甚」。
- (43) 同右 年六月二〇日 「神道の不振の原因」、七月二〇日 「神道界の恨事」。
- (44) 同右 年八月四日 「神道本局封大成粉擾益々激甚」。
- (45) 同右 年八月一〇日 「大成、蓮門紛争事件と内務当局」。
- (46) 同右 年一〇月二六日 「内務省と大成教」。
- (47) 「神風」 神風会出版部 購読者は地方各神社や天理教教会、その他教派神道各教会である。その主張するところは、「我神洲の最上天命を敬信して世界神学の本位を明瞭にすること」を目的とする。さらに憲法第二八条の信教の自由を最高の指針とする宗教活動を目標とする。昼間 種氏所蔵。
- (48) 法律新聞 第九一〇号 大正二年二月二五日 「祠宇と訴訟当事者能力」。
- (49) 中外日報 明治四四年二月一日 「蓮門教祠の訴訟」。
- (50) 正式な日時ははっきりしない。ただし上訴が受理されたことによつて、この訴訟は「大正元年（ネ）第七〇一号家屋明渡並損害賠償控訴事件」と呼ばれていることから、第一審判決は、明治四五年から大正元年に変わる直前か直後の頃であろうかと思われる。
- (51) 上告審である大審院民事部の判決によれば、東京控訴院判決が言い渡されたのは、大正二年一〇月三日である。法律新聞では、一月二日とし、前述奥氏もこの日を記述するが、判決録は公文書であることから、こちらの日時の方が正確であろう。
- (52) 明治一五年一月内務省達成第一号、明治一七年一〇月同第二号。
- (53) 明治三二年内務省訓令第二二二号 「出願を要するものは管長を経由出願すべし」、明治一七年内務省達成第二号 「祠宇並寺院の廃立及び財産に関する請願は管長添書すべし」。
- (54) 「大成教々規同補則」第一〇条第一一〇項 教会総長は主任教師を持つて之に充つ、同第四二条 教師は教師検定の条規に依り管長之を命ず、「大成教々師検定条規」第二条第一項 年齢二〇歳未満の者は教師たることを得ず。昼間 種氏所蔵。

付記 蓮門教研究の先駆者であり、永年に涉つて筆者を温かく御指導下さったうえに、本発表の司会をお願いいただきました村上重良先生が、一九九一年二月に早逝されました。心より御冥福をお祈り申し上げます。